

# 平谷村男女共同参画計画



令和6年4月  
長野県平谷村

## 1. 計画の趣旨

本計画は、誰もが人権を尊重され、社会的責任を分かち合い、個性と能力を発揮でき、その人らしく伸びやかに生きられる男女共同参画社会の実現を目指して計画したものです。

地域の活力を維持し、持続可能な地域社会づくりを進めるため、誰一人取り残さない社会づくりに向けて取り組んでいます。その実現のためには、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが肝要です。

平谷村では、男女共同参画社会の形成に向けて新たな「平谷村男女共同参画計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、平谷村における男女共同参画を具体的に推進するための計画で、次の性格を併せ持つものです。

◇「男女共同参画基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」

◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」（「IV計画の内容」中の該当する項目等に「【DV 防止計画】」と表示しています。）

◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定される「市町村推進計画」（「IV計画の内容」中の該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。）

◇「第5次平谷村総合計画」を上位計画とする部門別計画

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び長野県の「第5次長野県男女共同参画計画」に配慮しています。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は2024年度から2034年度までの10年間とします。

## 4. 基本目標

### ① 基本目標Ⅰ 意識：男女が共に支え合い考える意識づくり

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

しかし、男性が優位に立ち女性がそれに従うべきであるという社会通念は、未だ解消されていません。

そのため、家庭や地域などのあらゆる分野で、また、子どもから高齢者までのあらゆる世代で、性別にとらわれず、社会の対等な構成員として、一人ひとりの

個性を尊重する意識の改革を行うことが重要です。

また、男女平等についての価値観や意識は幼児期からの家庭・学校・地域における生活や教育のありかたに大きく影響されます。男女共同参画社会の視点にたった意識啓発と教育・学習の充実を目指し、課題に取り組みます。

## ② 基本目標Ⅱ 環境：共に参画する環境づくり

村の各種委員会・審議会等における女性の割合は下記の表のとおりで、審議会においては上昇しているものの、議会・自治会長における割合は0%と、過去から男性が務めていた経過などにより、女性が参加しづらい状況があります。

女性の割合		R4. 4. 1 時点	H26. 4. 1 時点
①	議会、自治会長における女性の割合	0.0%	0.0%
②	法律、政令又は条例により設置されている審議会等における女性の割合	29.4%	16.1%
③	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における女性の割合	2.8%	25.0%

安全で快適な地域社会を築いていくためには、男女がともにそれぞれの視点から参画し、価値観を反映させていくことが不可欠です。

また、男女で担う育児、多様な子育て支援の充実や男性の育児休業利用の促進や安心して暮らせえる環境づくりとして、妊娠・出産等に関する負担の軽減やがん検診等の補助を実施し、男女がともに参画する地域づくりを目指し、課題に取り組みます。

## ③ 基本目標Ⅲ 社会：社会:安心・安全な社会づくり

暴力は、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力に対して早急に対応する必要があります。女性に対する暴力は、被害が潜在化しやすく、個人的問題とみなされがちですが、決して個人的な問題ではなく、社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係などの構造的問題に根ざす社会問題であり、社会全体で対応していくことが不可欠です。女性に対するあらゆる暴力を許さないという社会的な認識を徹底させるとともに、被害者に対する救済・支援体制を整備・充実することが必要です。

そして、各種制度の周知や広報活動、被害者の支援、女性をサポートする相談支援体制の充実をはかり、男女がともに人権を尊重する社会づくりに取り組みます。

## 5. 施策の体系

基本目標	施策の方向	取組内容
意識：男女が共に支え合い考える意識づくり	男女共同参画の視点に立った村民意識の改革	地域活動における男女共同参画の推進
	教育・学習の充実	保育所や学校・家庭・地域での教育の推進
環境：共に参画する環境づくり	様々な分野での男女共同参画の促進	議会・自治会等の各種団体の委員の選出が男女の別なくされるような意識づくり
	就業・就労等における対等な環境づくり	男性の積極的育児参加や育児休暇の取得推進
		働きやすい育児、介護の休業制度の充実
		子育て世代が育児しながらでも安心して働くことができる環境の構築
		雇用における男女の平等
	家族を増やした上で生活できるという、「安心の将来家族計画」がたてられる社会環境づくり	妊娠・出産等に関する負担の軽減 がん検診等の受診率向上に向けての補助
社会：社会:安心・安全な社会づくり	安心して暮らせる村づくり	介護保険事業等の福祉サービスの充実
	あらゆる暴力の根絶に向けた取り組み	DV防止に関する啓発と早期発見に向けた支援
		相談体制の確立
	困難な状況に置かれている者への支援	ひとり親家庭など生活上の困難を抱えている者への支援
相談しやすい体制づくり		